

# 森の虹

造林公社だより

第10号  
2007.12発行

## 公社経営改善に向けて

昭和30年代に、木材需要の増大を受けて、森林資源を新たに造成するため、全国に造林公社が設立されました。

本県でも、昭和40年4月に滋賀県造林公社、昭和49年3月にびわ湖造林公社が設立され、その後、約2万ヘクタールの森林を造成してきました。

そのような中、外材輸入の自由化等により公社経営が厳しくなり、現在1,057億円の債務を抱え、将来伐採することによる収入見込みでは、債務超過の状況にあります。

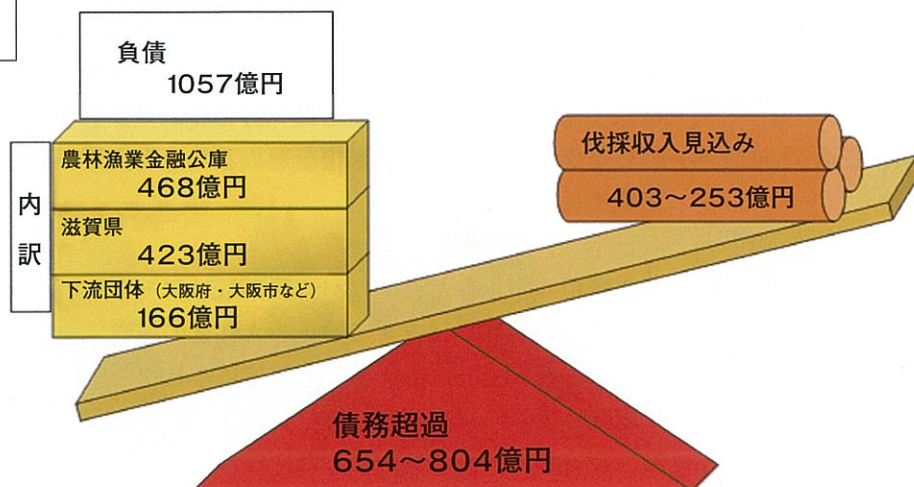
公社としましては、現在直面しています危機的な経営状況を改善するため、新たな経営計画の策定に向け設置した経営改善検討会議において今後の森林づくり、今後のランニング経費、累積債務の処理方策の三つの柱を中心に検討を重ねてきました。

そうした中、平成19年10月31日最大の債権者である農林漁業金融公庫から、一括繰上償還請求の通告があり、総合的に判断した結果、公社独自の努力では現在の厳しい経営環境を克服することは困難であるため、11月8日に理事会を開催し、滋賀県、農林漁業金融公庫、下流8団体に支援をお願いする内容を含む特定調停の申立の決議を受け、11月12日に滋賀県造林公社、11月15日にびわ湖造林公社が大阪地方裁判所に申立を行い、12月25日に第1回目の調停を行うこととなりました。今後は、特定調停の中で経営再建に向けて、債権債務処理方策について、協議を行うこととしています。

ここでは農林漁業金融公庫や下流団体等に対しても負担を求めていることから、分収造林契約者の皆様にも、今後の公社の森林づくりや分収割合の変更等について協議させていただきたいと考えています。



### 両公社の経営状況



## 厳しい経営状況に至った要因

木材の輸入自由化による国産材価格の低迷や事業費の高騰等森林、林業を巡る社会状況が大きく変化したことにより、きわめて厳しい経営状況に陥りました。その主な要因は次のとおりです。

### ▶木材輸入の自由化による国産材価格の低迷

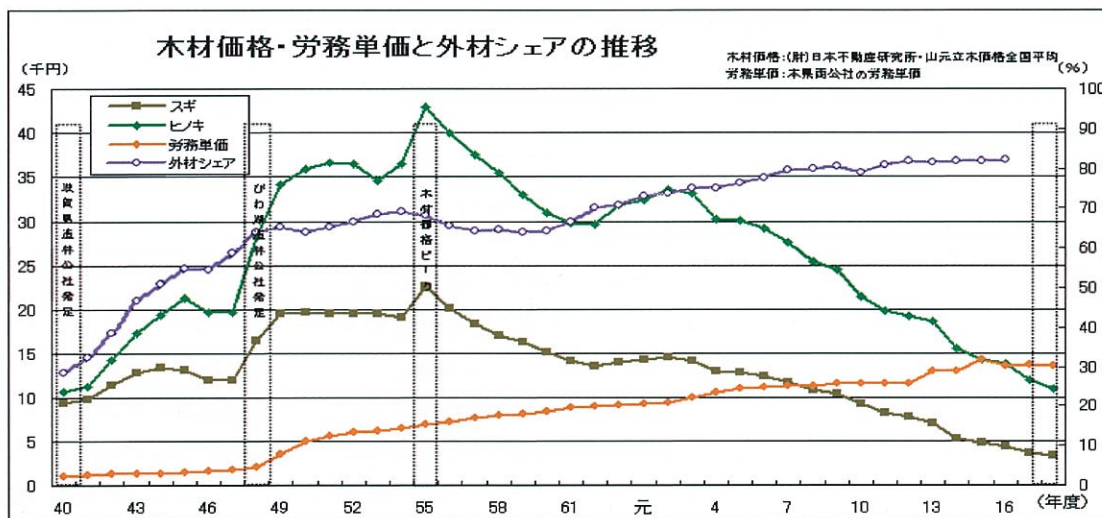
昭和30年代後半に木材輸入が本格化して以降、外材はほぼ一貫してシェアを拡大し、平成7年以降木材需要量の8割を占めることとなり、国産材の需要の減少とともに価格も下落し低迷しています。

### ▶事業費等の高騰

毎年1千ヘクタールに近い大面積の拡大造林を計画的に行うために多くの労働力を必要としました。また、民間では不可能な奥地等条件不利地まで造林してきたことによる植栽経費の増大や積雪地のための雪起こし経費の増大などが全体事業費を押し上げる要因となりました。

### ▶融資制度を活用した経営

2万ヘクタールという大規模の拡大造林計画を実行するには、大量の資金を必要としたため農林漁業金融公庫からの融資制度を活用しました。この制度は元金償還が35年間据置であるものの、利息の償還は借り入れた翌年から行わなければならないことになっており、この利息償還の財源として借入金を充当してきたことが更なる債務の増加を招いてきました。



## 厳しい経営状況に至った要因

木材の輸入自由化による国産材価格の低迷や事業費の高騰等森林、林業を巡る社会状況が大きく変化したことにより、きわめて厳しい経営状況に陥りました。その主な要因は次のとおりです。

### ▶木材輸入の自由化による国産材価格の低迷

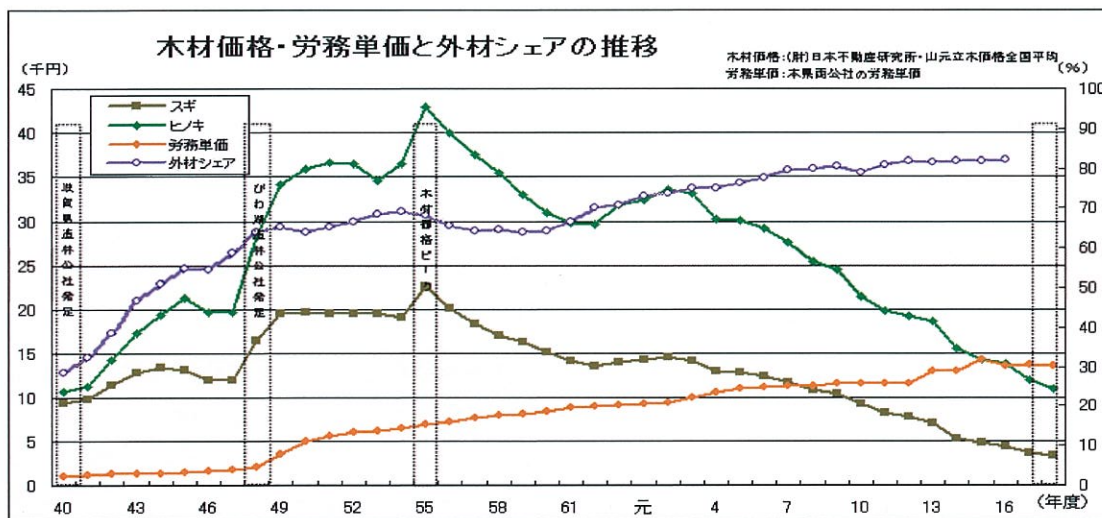
昭和30年代後半に木材輸入が本格化して以降、外材はほぼ一貫してシェアを拡大し、平成7年以降木材需要量の8割を占めることとなり、国産材の需要の減少とともに価格も下落し低迷しています。

### ▶事業費等の高騰

毎年1千ヘクタールに近い大面積の拡大造林を計画的に行うために多くの労働力を必要としました。また、民間では不可能な奥地等条件不利地まで造林してきたことによる植栽経費の増大や積雪地のための雪起こし経費の増大などが全体事業費を押し上げる要因となりました。

### ▶融資制度を活用した経営

2万ヘクタールという大規模の拡大造林計画を実行するには、大量の資金を必要としたため農林漁業金融公庫からの融資制度を活用しました。この制度は元金償還が35年間据置であるものの、利息の償還は借り入れた翌年から行わなければならないことになっており、この利息償還の財源として借入金を充当してきたことが更なる債務の増加を招いてきました。



## これまでの取組

森林整備を推進するとともに、経営改善を図るため、次のような取り組みを進めてきました。

### ▶森林整備の推進

水源かん養機能の高度発揮をめざし適正な森林整備を推進する中で、境界確定や作業道の開設の取り組みを進めてきました。

- ・境界確定の実施……公社の管理区域を実測し、境界の確定に努めてきました。公社営林地での境界確定（土地所有界の明確化）は完了しています。実績延長：3,463km
- ・作業道の開設……森林整備や木材搬出の効率化を進めるため作業道の開設に努めました。実績延長：120km

### ▶公社自らの取組

- ・職員数の削減……新規採用の中止など、プロパー職員数はピーク時の42人（昭和54年度）から平成19年4月1日現在で18人まで縮小し人件費の削減に努めました。
- ・事務所の統廃合……事務所を順次統廃合し、平成15年度に本社に一本化し運営費の削減に努めました。
- ・施業基準の見直し……平成9年度に除伐、間伐、枝打ち等の施業実施年、実施回数などの施業基準を見直し、投資額の削減に努めました。
- ・その他の取り組み……造林補助金等の積極的な活用に努めました。

## 経営改善の方針

### ▶森林づくりの方向性

土地所有者の理解と協力を得ながら、公社は一定の伐採収入を得て償還ならびに分収交付の財源を確保し、土地所有者が再造林を行う必要がない森林づくりを目指すこととしています。

具体的には、非皆伐施業と天然下種更新による広葉樹林化との組合せであり、分収契約満了後には健全な森林の状態で土地所有者に返地します。

### ▶経営改善の視点

- 経営のスリム化……………不採算林の契約解除
- 債務超過の解消……………金利の減免と債務の圧縮
- 管理経費の自主調達……………管理経費を伐採収入から充当
- 土地所有者の協力……………分収割合の変更
- 経営改善改革の着実な遂行……………中期計画（5年1期）による進行管理
- 滋賀県の支援……………人的、財政的支援

## 具体的な取組

### ▶経営が困難と見込まれる不採算林の分離

公社営林のすべての造林地から伐採による収益を得ることは困難な状況にあることから、採算性の有無を事業地ごとに判断し、収益を得ることが可能な事業地で、かつ今後の投資経費が賄える事業地は、採算林として引き続き経営を行うこととします。

一方、収益が得られない事業地および今後の投資額の回収が困難な事業地は、不採算林として土地所有者に返地し、公社経営から分離することとします。

採算林については、木材生産および公益的機能が調和した森林づくりを行います。

### ▶債務処理の方針

#### ●債務超過の解消

- ① 弁済は伐採収入をもって充てることを原則とし、債権者にその支払い方法等について支援を求めます。
- ② 伐採収入でもって返済できない債務については、債権者に債務免除を求めることとしています。

このため、大阪地方裁判所に特定調停を申し立てました。

#### ◆特定調停とは

裁判所を通して債権者と債務者が争うのではなく、話し合いを行う手続きのことで、支払い不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法の特例として特定調停の手続きを定めることにより、このような債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進するものです。

### ▶これからの森林づくり

#### ●採算林＜木材生産および公益的機能が調和した森林づくり＞

採算林については、引き続き公社が管理し、伐期になれば木材生産と公益的機能の維持の調和のとれた森林づくりを進めるため、木材生産による経済性の追求と併せて、水源かん養機能等を維持・回復させるため、伐採後は天然下種更新等による広葉樹林化を図り、土地所有者による再造林を必要としない森林づくりを目指します。



## 分収造林契約者の皆さまへ

分収造林契約者の皆様の長年にわたるご協力により、水源かん養等森林の持つ公益的機能を高めることができましたことをお礼申し上げます。つきましては以下の項目について、ご理解・ご協力をお願いします。

### 分収割合の見直しについて

公社の資産査定の結果、大幅な債務超過となることが判明しました。今後引き続き森林を守り育てていくためには、大変心苦しいことではありますが、土地所有者の皆様にもご協力をお願いしなければならないと考えています。つきましては、現行の分収割合を公社9対土地所有者1にする契約変更をお願いします。

### 分収契約の解除について

公社営林地の中で、やむを得ず不採算林として位置づけたものについては、契約を解除することについてご理解していただきたいと思います。

つきましては、不採算林の土地所有者の方については、返地とさせていただきたいので契約解除をお願いするものです。

皆様には、今後お伺いして説明させていただきますのでよろしくお願いします。

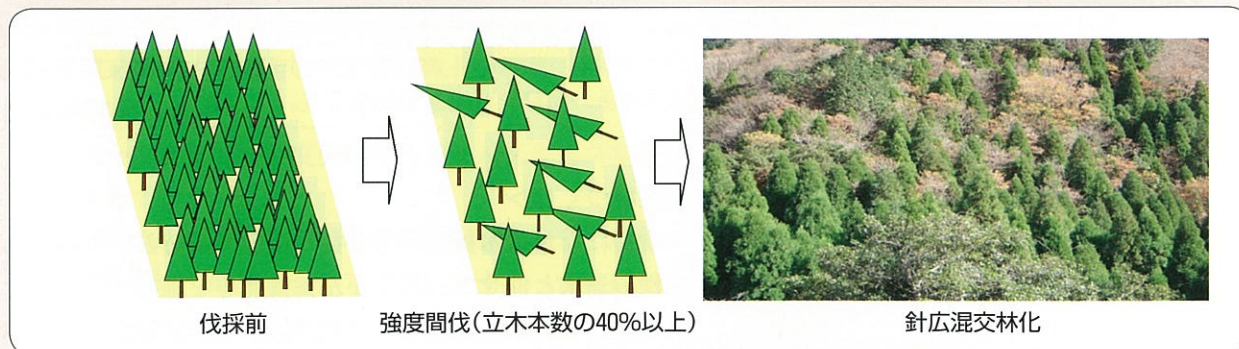
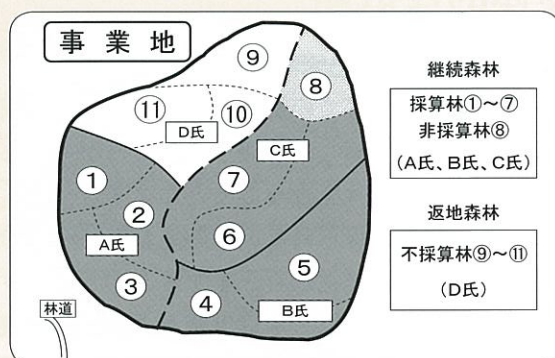
## Q&A

### Q①：どのように資産査定を行ったのか？

A：今後の森林の生育状況から販売収入はどう見込めるか、2点目にはその木を伐採・搬出するためのコストはいくらかかるのか、3点目にはその森林を伐採するまでに管理費や金利等の管理コストはいくら必要と見込まれるのか、4点目には造林補助金をどの程度活用できるのか等について、事業団地ごとに試算しました。

### Q②：返地した森林（不採算林）はどうなるのか？

A：返地した森林（不採算林）については、公社経営から切り離し、一般民有林として位置づけられます。なお、不採算林の今後の保全策については、例えば水源かん養機能等に特化した環境林と位置づけ、強度の間伐を行い針広混交林に誘導することにより、水源かん養機能などの公益的機能が持続的に発揮できる環境を重視した森林づくりを行うなど適正に管理されるよう、県に対して一般施策として取り組んでいただくように最大限の支援を要請していきます。



分収造林契約は長期間の契約ですので、その間、住所の変更や相続等による名義の変更が生じる場合があります。その場合は、造林公社までご連絡をお願いします。

### 編集・発行

社団法人 滋賀県造林公社

財団法人 びわ湖造林公社

事務局 〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号 TEL 077-522-8349 FAX 077-521-0345

HPアドレス <http://www.morimoribiwako.com/>

(林業労働力確保支援センター) HPアドレス <http://www.ex.biwa.ne.jp/~sizoukou/>